

第1部

1 会議の日時 令和8年8月27日（木）午後1時30分から午後1時55分まで

2 会議の場所 千葉県庁中庁舎1階 審査情報課委員会室

3 出席者の氏名

（1）委 員

小賀野晶一 会長、小倉久子 委員、鈴木公一 委員、田中大介 委員、富田千鶴 委員、
山口幸宏 委員、和田千鶴子 委員 （五十音順）

（2）事務局

岩堀審査情報課長、北口副課長、情報公開班職員

4 会議に付した議題

（1）千葉県情報公開推進会議の活動実績・情報公開制度の動向等について（報告）

（2）情報公開制度の運営の改善に関する意見書について

（3）その他

5 議事の概要

（1）千葉県情報公開推進会議の活動実績・情報公開制度の動向等について（報告）

事務局から、千葉県情報公開推進会議の令和7年度の活動実績等について、次のとおり報告があった。

ア 公開の会議については令和7年8月8日に第1回会議が開催され、推進会議の活動実績等について報告が行われた。

非公開の会議については、第1回会議の第2部で苦情の審議が行われ、その概要は資料1-1、1（2）のとおりであった。

イ 苦情処理状況については、資料1-1、2頁のとおりであった。

ウ 開示請求等の状況について

令和7年度の開示請求等の状況は、決定件数17,606件であった。

実施機関別の決定件数については、資料1-2、2（2）のとおりであった。

不服申立ての状況については、資料1-2、3のとおりであった。

エ 公文書管理条例（仮称）の制定について

千葉県公文書管理条例（仮称）に関する検討会議が開催されていることについて、資料1-3のとおり報告があり、同条例が制定される場合は、これに伴い情報公開条例の一部を改正することが想定される旨の説明があった。

オ 情報公開総合窓口の受付時間の変更について

情報公開総合窓口等の受付時間について、令和8年10月1日から、現在の午前9時

から午後5時までとなっているものを、試行的に午前9時から午後4時までに変更する予定となっていることについて、資料1－4により報告があった。

カ 検討

議題（1）について、以下のとおり検討が行われた。

小賀野会長 委員の先生方、御意見等ございましたらお願いいたします。

田中委員 分かれば教えていただきたいのですが、資料1－2、4頁（4）が決定件数の各県比較となっています。それで、決定件数は行政文書開示請求に対して決定された文書の件数という理解なのですが、請求件数の各県比較というのは、統計であるのでしょうか。

事務局 各県の方で、ホームページで公表されているものはございます。今、この資料では決定件数で書かせていただいています。一つの例で申し上げますと、東京都のこの決定件数は請求件数とほぼ一緒であろうと思われます。他の県は、ほとんどが千葉県と同じように公文書の件数を載せているということです。東京都の決定件数が千葉県より少ないということはないと思いますので。

田中委員 ありがとうございます。

小賀野会長 そうすると、千葉県の場合、東京都と比べると決定件数が多いというのはどういふことですか。

事務局 決定件数が多いのは、文書の件数でカウントしているためで、千葉県の場合、1900ぐらいの請求件数で、決定件数がこれだけになっておりますので、おそらく東京都も文書の件数で見ると、この約8000件ではなく、かなり多い件数になっているのではないかと思います。ただ、東京都のホームページを見ても、こちらで調べた限りでは文書の件数が何件なのかが分からなかったものですから、各都道府県で発表している数字を、そのまま載せさせていただいております。

小賀野会長 ありがとうございます。関連することで他に御質問がございましたらお願いします。和田委員どうぞ。

和田委員 資料の1－4の「情報公開総合窓口の受付時間の変更」の3の実施時期、令和8年10月1日から試行的に変更を行うとなっていますが、これは予め周知をして始まっているのかとか、試行的に変更するってどういうことなんだろうとか、その点にちょっと素朴に疑問があつて、実際に短縮しているのか、それとも4時以降も実際に来た方は受付するという形なのか、そこを伺えたらと思います。

事務局 試行的に変更することについては、既にホームページなどで、県民の方に周知されているところです。それで、実際に試行的に運用をしてみて、支障がないかどうかを検討してみて、令和9年10月から本格的に実施、ということになっています。

4時以降に来た方は、その時は受付をして、次回からは4時までなので、ということをお願いすることになっています。

和田委員 はい、ありがとうございます。

小賀野会長 ありがとうございました。他にいかがですか。はい、富田委員。

富田委員 この資料１－２の３の（２）、不服申立ての処理状況ですが、新規申立てが昨年かなり大きくあって、未処理がどんどん滞留しているという状況で、非常に課題なのかなと思うのですが、他方で認容されている数はゼロで留まっているとなると、何か定型的にと言ったらおかしいのですが、効率的な処理の仕方を工夫できる余地はあるのかなのか、が課題なのかなと。感想で申し訳ないのですが、何か対応を検討されているのか、分かれば教えていただければと思います。

事務局 年度末の処理件数が膨らんでいることについては、こちらとしても大変課題だと思っております。なるべく類似した案件などは一遍に審議できるよう、何とか工夫できないか検討していることです。

小賀野会長 有益な御質問、ありがとうございます。他はいかがでしょう。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。それでは議題（１）は終わります。

（２）情報公開制度の運営の改善に関する意見書について

事務局から、資料２により１件の意見書が提出されたことが報告された。

令和８年度意見書１、情報公開事務に係る苦情の申出及び情報公開制度の運営の改善に関する意見は、目下、郵送、ＦＡＸ又は持参により提出することができるのみだが、情報公開請求と同様に、提出方法に電子申請を追加し、これらを電子申請によっても提出できるように改善すべきとの意見である。

（背景、状況等の説明）

現在、情報公開条例による開示請求については、開示請求書を窓口又は郵送等により提出する方法のほか、千葉県電子申請システムにより電子申請を行うことができるようになっている。これと同様に、当推進会議に対する意見書及び苦情についても、電子申請を可能とすべき、という意見である。

県では、現在、行政手続のオンライン化について、総務部デジタル改革推進局が中心となって全庁的に取り組みを加速するよう施策を進めているところである。この意見書の問題についても、県全体のオンライン化推進施策の中で取り組みを進めていくことになるものと考えている。

（検討）

小賀野会長 ありがとうございました。それでは委員の先生の御意見をお願いします。

特によろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。

それでは、これで第１部の議題は終了となります。

意見等の検討の結果は、千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領第４条第３項により、会議録で公表されます。

（３）その他

小賀野会長 それでは傍聴者の方々の発言の時間を設けたいと思います。発言希望の

場合は挙手をしてください。また、発言時間への配慮を、全体で10分程度お受けしておりますが、御配慮をお願いしたいと思います。

御発言のある方は、(挙手あり) それでは、お願いいたします。

傍聴人 御苦労様です。私は市民オンブズマンに所属しておりまして、毎回この推進会議を傍聴するように努めております。たまたま欠けることはありますけど、ほとんど傍聴しています。感想と要望を述べさせていただきますが、せっかく傍聴の機会を設けていただいているので、委員の皆さんの御発言は傍聴人に聞こえるようにしていただきたい。これは、冒頭をお願いすると良かったかもしれませんが、よろしくお願いします。

それから、この推進会議の議事録の公開が遅い。前回の推進会議の議事録はいつ公開されました。1年ぐらい経って公開されている事例も過去にはありました。前回はいつ公開されました。

事務局 前回はおそらく1月か、2月はかかっていないと思います。

傍聴人 そうですね。2月。まあ1週間ぐらいでですね、今の時代ですから、公開されてしかるべきと思いますけれども。委員の皆さんにチェックしていただく期間も必要でしょうから、1週間というのは無理かもしれませんが、まあ、速やかにお願いしたいと思います。なんせ情報公開の場ですからね。1年も経って公開すればいいじゃないか、というのは論外だと思うんですね。過去にはそういう事例もありました。

それから、推進会議そのものの開催が、ほとんど年に1回ですよ。委員の皆さん、年に1回で御満足でしょうか。私が見ている限り、せいぜい半年に1回ぐらいは開いてほしい。それで、時期に応じた速やかな県民からの意見を吸い上げるなりしていただきたい。そう思うのですけれども皆さんどう考えていらっしゃるか、そういう意味での御発言は無かったように思います。去年も1回ですね。そういうような形ではですね、ちょっと間遠に過ぎるんじゃないかと、ということを申し上げたいと思います。

それと同じようなことが言えるのですが、今日の資料の中にありました。不服申立て、4頁の3の(2)のですね、不服申し立ての状況が掲載されています。この不服申立ての件数はですね、他県と比べていかがでしょうか。他の県もこんなものですか、と。御存知だと思いますけれども、過去に千葉県は不服申立て件数が年間1万件になるような、そういう時もありました。これはまあ、いかにも異常事態だったわけで、何とかその1万件をどう処理するかということで、県民も含めて、その処理について議論した経緯もありました。なぜ1万件にもなるのかというような議論からスタートしたと思いますが、そういう意味では、今、まあ二桁で収まっていますけれども、これは他の県と比べてどうなのでしょう。単に数字だけの問題じゃないと思います。不服申立てが多いのはですね。情報公開の中でそういう議論が進められているのかというようなこともあるわけですし、まあ、そういう意味でですね、

他の県との状況との対比も重要な内容になるのではないかと、せめてここに掲載をしていただきたい。後追いでも結構ですから出していただきたいなど、こんなふうに思います。

以上、雑駁ですが情報公開について、県民の関心もまだまだ続いておりますから、ぜひ委員の皆さん頑張っていただいて、県民にも分かるような形で進めていただくということをお願いして発言を終わります。ありがとうございました。

小賀野会長 御発言ありがとうございました。他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。追加的な御発言は、よろしいですね。

それでは、これで第一部を終了いたします。